

東日本大震災の被災地における適正な土地取引の確保のための 協力について

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）並びに国土交通省土地・建設産業局地価調査課（以下「乙」という。）、土地市場課（以下「丙」という。）及び不動産市場整備課（以下「丁」という。）は、次のとおり合意した。

第1 異動情報の提供について

甲は、関係行政機関相互の密接な連携の一環として、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第43条の趣旨に鑑み、同法第12条の規定に基づく規制区域、第27条の3の規定に基づく注視区域又は第27条の6の規定に基づく監視区域の指定（以下「土地取引規制の区域指定」という。）が行われる蓋然性が高い区域について、当該区域における土地に関する権利の相当な価額の算定をあらかじめ行おうとする都道府県知事（同法第44条の規定による指定都市の長を含む。以下「県知事等」という。）の求めにより、登記所における所有権の移転に係る登記（所有権の保存に係る登記を含む。）に関する情報（以下「異動情報」という。）を物件ごとに提供する。

ただし、業務の効率性に鑑みて、同法を所管する丁が、県知事等に代わって一括して提供を受けた上で、県知事等へ該当する情報を提供することとする。

なお、提供する情報は、東日本大震災により被災し、土地取引規制の区域指定を行う蓋然性の高い岩手県、宮城県及び福島県における異動情報とし、対象とする県について、追加あるいは変更する必要がある場合は、甲、乙、丙及び丁が別途協議して定めることとする。

第2 提供方法について

- 1 異動情報の提供は、電磁的記録媒体を用いて行う。
- 2 甲から丁への異動情報の提供に当たっては、「適正な地価の形成に寄与するための協力について」（平成16年7月26日 法務省民事局民事第二課長、国土交通省土地・水資源局地価調査課長（注：組織変更により、現在は乙。）、国土交通省土地・水資源局土地情報課長（注：同じく、現在は丙）名。以下「平成16年合意文書」という。）に基づいて甲から乙へ全国分を一括して提供されているものを活用するものとし、法務省及び国土交通省の地方支分部局においては、これに関する事務は取り扱わない。

したがって、この範囲において、平成16年合意文書の第3を変更するものとする。

第3 目的外使用の禁止等について

1 丁は、甲から乙・丙を通じて提供された異動情報を国土利用計画法に基づく適正かつ合理的な土地利用の確保以外を目的として使用してはならない。

また、丁は、県知事等に対し、丁から提供された異動情報を国土利用計画法に基づく適正かつ合理的な土地利用の確保以外を目的として使用し、又は他に漏らさないようにさせるものとする。

2 前項の目的を達成するため、乙、丙及び丁は、甲に対し、甲から提供された異動情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。

第4 費用の負担について

本件合意によって、甲において新たなシステム開発を行う必要はなく、運用経費についても、特段の増加が生じるものではないため、費用負担については、平成16年合意文書「第4 費用の負担について」に倣うものとし、特段の事情が発生した場合には、乙、丙及び丁が別途協議して定める。

第5 実施時期について


丁に対する異動情報の提供は、平成23年3月1日以降に登記申請を受け付けて登記を完了したものから実施する。

第6 細目について


丁に対する異動情報の提供方法及び経費の支出方法等の細目については、甲乙丙丁が別途協議して定める。

平成23年8月 2 日


(甲) 法務省民事局民事第二課長

小出 邦夫 

(乙) 国土交通省土地・建設産業局地価調査課長

岩城 豊 

(丙) 国土交通省土地・建設産業局土地市場課長

西川 智 

(丁) 国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課長

石川 卓弥 